

# 特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコという。以下「本会」という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県和光市下新倉2丁目1番27号に置く。

### (目的)

第3条 本会は、障害児・者に対し、障害児・者及びその家族が充実した社会生活を送り、そのための生活自立を支援する活動を行うと共に、社会参加の促進を図り、よって地域社会に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を実現するため、特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 障害児・者のための社会参加事業
- (2) 障害児・者のためのレスパイト事業
- (3) 障害福祉サービス事業
- (4) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業
- (5) 市民との交流を図り、障害児・者に対する理解を深める為の啓発事業
- (6) 講演会、シンポジウム、視察などの調査研究事業
- (7) その他、上記(1)から(6)の事業を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 — 本会の目的に賛同し、活動に参加、協力する個人又は団体
- (2) 賛助会員 — 本会の目的に賛同し、財政的に支援する個人又は団体

### (入会及び会費)

第7条 本会の正会員または賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を代表理事に提出し、会費を払い込むことによって会員となる事ができる。

- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 会費の額は総会で定める。

(会員資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人からの退会の申し出があつたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 退会を希望する正会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

但し、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 本会の定款、諸規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があつたとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 — 3人以上15人以内
  - (2) 監事 — 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事、2人を副代表理事とする。  
3 理事は理事会で選任し、総会で承認を得る。  
4 監事は総会において選任する。  
5 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。  
6 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。  
7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 代表理事は、本会を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。但し再任されることができる。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した理事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その事務管理を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第16条 役員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

(役員の報酬)

- 第17条 役員には報酬を与えることが出来る。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。

(職員)

- 第18条 本会の事務を処理するため、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

## 第4章 会議

(会議の種類)

- 第19条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) 監事の選任及び役員の解任、職務、報酬
  - (6) 会費の額
  - (7) 借入金の決定
  - (8) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、年1回とし毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
  - 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を示して請求があった場合
- (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事が招集した場合

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第3項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、内容を示した書面を、開催日の7日前までに通知しておこなう。

(総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、その総会に出席した個人正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第25条 総会は、正会員の2分の1以上出席した場合に開会する。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については出席したものとみなす。
  - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の作成及び変更
- (4) 事業報告及び収支決算書の作成
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項

(6) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、内容を示した書面を、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

○ 第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事の2分の1以上出席した場合に開会する。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事現在数及び出席者数(書面表決者数付記)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要および議決の結果  
(5) 議事録署名人に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

## 第5章 資産および会計等

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計)

第40条 本会の会計は、特定非営利活動促進法の定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第41条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第43条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事会で作成し総会の議決を経なければならぬ。

- 2 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告および決算)

第44条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会にて作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
  - (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
  3. 前項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
  4. 本会が解散したときは、破産又は合併の場合を除いては、理事が清算人となる。

(残余財産)

第47条 本会が解散したときに残存する財産は、正会員総数の2分の1以上の議決を得て、選定された特定非営利活動法人に譲渡する。ただし、可否同数のときは、議長の決定に従う。

(合併)

第48条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を得て、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

(公告)

第49条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第7章 その他、雑則など

(細則)

第50条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 定款は法人の成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 4 本会の設立当初の会費は、第7条第3項の規定にかかわらず以下の金額とする。  
年会費(正会員) 3,000円  
年会費(賛助会員 一口) 1,000円
- 5 本会の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から、平成15年5月31日までとする。

代表理事 - 山本 恵子

副代表理事 - 澄川 裕子、副代表理事 - 逸見 信子

理事 - 油井 京子、理事 - 渡 信義、理事 - 逸見 薫

監事 - 保坂 和雄、監事 - 上野 君子